

伊勢崎西部スポーツクラブ 会員規約

第1条（名称）

本クラブは伊勢崎西部スポーツクラブと称する。

第2条（事務局）

本クラブは事務局を群馬県伊勢崎市連取町 3038-2 FactSports 内に置く。

第3条（目的）

本クラブは、誰もが気軽に、身近にスポーツ活動に参加できる環境を整え、個人の健康・体力増進はもとより、スポーツを通して地域住民の交流、世代間の交流を図り、「スポーツで元気なまちづくり」の実現に貢献することを目的とする。

第4条（会員の種類）

本クラブの会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 (2) 一般会員 (3) 賛助会員
- 2 正会員は、本クラブの目的に賛同し、本クラブの事業を推進する 個人・団体をいう。
- 3 一般会員は、本クラブの目的に賛同し、本クラブの事業に参加する個人をいう。
- 4 賛助会員は、本クラブの目的に賛同し、本クラブの事業を支援する個人・団体をいう。

第5条（会員の権利）

会員は、クラブの発行する会報の配布を受け、クラブの行うあらゆる事業に参加することができる。

第6条（入会資格）

本クラブに入会できる者は、本クラブの目的に賛同する者とし、入会後は本クラブが定める諸規定を遵守する。

第7条（除名）

本クラブは前条の要件を満たさない構成員について除名することができる。

第8条（入会手続）

本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申し込むものとする。

第9条（会費の納入）

会員は、別に定める会費を納入するものとし、既納の会費は理由の如何を問わず返還しない。

第10条（会計年度）

本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第11条（退会）

本クラブは、会員で、年会費を納入しない者を、原則として退会とみなすことができる。

第12条（事故の責任）

会員は、本クラブの活動に際し、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い行動するものとする。これを無視して盗難、傷害等の事故が発生しても、本クラブ及び指導者に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

第13条（保険の加入）

- 1 本クラブは、会員の活動中の傷害に備えるため、スポーツ傷害保険に加入する。
- 2 本クラブは、活動中の傷害について、スポーツ傷害保険の対象範囲内のみで対応するものとする。
- 3 未加入者の活動中の事故については、本クラブにおいて一切の責任を負わないものとする。

第14条（個人情報）

得られた個人情報は本人の許可なしに第三者に公開することはしないものとする。ただし、サービスの種類によっては、必要な範囲で第三者に通知する場合がある。（例：当団体の保険に加入する場合、保険会社に情報を提供すること／活動中にケガをした場合に病院に情報を提供すること／クラブ活動運営上、関係機関に会員の名簿の提出が必要と判断された場合／イベント等の案内のために住所、氏名等を発送・運送業者に通知すること等）

第15条（入会金）

正会員、および一般会員として入会する場合
入会金 1,500円（初年度のみ）

第16条（正会員会費）

年会費 3,000円

第17条（賛助会員会費）

年会費 一口 3,000 円

第18条（一般会員会費）

1 以下の定期活動プログラムに参加する場合

- ①ラブリバー・ジョギングクラブ（JC）
- ②らくらく筋トレ
- ③カラダいきいき塾

年会費 15,000 円

※途中入会は、活動月数×1,500 円（上限 15,000 円）

※同居の成人家族は 13,500 円

※同居の成人家族の途中入会は、活動月数×1,350 円（上限 13,500 円）

※⑤ラブリバー・カヌークラブ（CC）に入会済の人は 7,500 円（同居の成人家族は 6,750 円）

※CC に入会済で途中入会の人は、活動月数×750 円（上限 7,500 円）

※CC に入会済で途中入会の同居成人家族の人は、活動月数×675 円（上限 6,750 円）

※会員は選択したプログラムを、年間フリーで参加できる。

2 ⑤ラブリバーカヌークラブ（CC）に参加する場合

年会費 ◆大人（高校生以上）15,000 円

※途中入会は残回数により考慮する。（上限 15,000 円）

※同居の成人家族は 13,500 円

※①ラブリバー・JC、②らくらく筋トレ、③カラダいきいき塾に入会済の人は 7,500 円

※同プログラム入会済で、途中入会の人は残回数により考慮する。（上限 7,500 円）

※①ラブリバー・JC、②らくらく筋トレ、③カラダいきいき塾に入会済で途中入会の同居成人家族の人は、活動月数×675 円（上限 6,750 円）

※会員は同プログラムをフリーで参加できる。

◆子供（中学生以下）13,000 円

※途中入会は残回数により考慮する。（上限 13,000 円）

第19条（ビジター会員）

1 以下の通り参加費を納入することで、ビジター会員として全てのプログラムに参加できる。

2 ビジター会員は、参加前に所定の手続きに従い、参加受付を行う。

3 ①ラブリバー・JC、②らくらく筋トレ、③カラダいきいき塾、④ザ・スポーツ寺子屋に参加する場合、参加の都度 500 円納入する。

4 ⑤ラブリバー・CC に参加する場合、参加の都度以下の通り納入する。

大人 半日：1,000 円 1日：2,000 円

子供 半日：750 円 1日：1,500 円

第20条（正会員）

1 以下の通り参加費を納入することで、全てのプログラムに参加できる。

2 ①ラブリバー・JC、②らくらく筋トレ、③カラダいきいき塾、に参加する場合、参加の都度 300 円納入する。

3 ⑤ラブリバー・CC に参加する場合は、第19条4項の通り納入する。

第21条（借艇料）

⑤ラブリバー・CC に参加する場合、借艇を希望する人は以下の通り借艇料を納入する。

ラブリバーCC 会員 半日：300 円 1日：1,000 円

ビジター会員 半日：500 円 1日：2,000 円

第22条（会場使用料）

②らくらく筋トレ等、屋内のプログラムに参加する場合、会場費としてその都度250円納入する。

第23条（変更）

この規約は、クラブの運営委員会の決議により変更することができる。

附 則

1 この規程は、平成21年11月7日から施行する。

2 この規程は、平成22年4月9日に改正し、施行する。

3 この規程は、平成23年4月1日に改正とともに「規約」と名称変更し、施行する。

4 この規程は、平成24年4月1日に改正し、施行する。